

別表第2（第3条関係）

級別基準職務表

ア 一般職給料表級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|--|
| 1級 | 定型的な業務を行う職務 |
| 2級 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務（以下「高度知識経験職務」という。） |
| 3級 | 係長の職務（これに相当する職務で理事長が認めたものを含む。）及び高度知識経験職務で理事長が認めたもの |
| 4級 | 課長補佐の職務（これに相当する職務で理事長が認めたものを含む。）及び係長の職務で理事長が認めたもの |
| 5級 | 課長の職務（これに相当する職務で理事長が認めたものを含む。）及び課長補佐の職務で理事長が認めたもの |
| 6級 | 部長の職務（これに相当する職務で理事長が認めたものを含む。）及び課長の職務で理事長が認めたもの |

イ 技能業務職給料表（1）級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|--|
| 1級 | 技術員の職務及び業務員の職務 |
| 2級 | 主任技術員の職務及び高度の経験を必要とする業務員の職務 |
| 3級 | 技術指導員の職務、主任業務員の職務及び高度の経験を必要とする業務員の職務で理事長が認めたもの |

ウ 技能業務職給料表（2）級別基準職務表

| 職務の級 | 基準となる職務 |
|------|---|
| 1級 | 業務員の職務 |
| 2級 | 主任業務員の職務及び高度の経験を必要とする業務員の職務 |
| 3級 | 主任業務員の職務で理事長が認めたもの及び高度の経験を必要とする業務員の職務で理事長が認めたもの |

別表第3（第3条関係）

初任給基準表

ア 一般職給料表

| 学歴等 | | 級・号給 |
|------|--------|------|
| 試験 | I 種 | 1-33 |
| | II 種 | 1-13 |
| その他の | 大学卒業 | 1-21 |
| | 短期大学卒業 | 1-13 |
| | 高等学校卒業 | 1-5 |

備考 「試験」とは、広島市関係団体職員採用試験をいう。

イ 技能業務職給料表（1）

| 年齢 | 級・号給 | 年齢 | 級・号給 |
|------|------|-------|------|
| 18 歳 | 1-5 | 29 歳 | 1-32 |
| 19 | 1-7 | 30 | 1-36 |
| 20 | 1-10 | 31 | 1-38 |
| 21 | 1-12 | 32 | 1-40 |
| 22 | 1-15 | 33 | 1-42 |
| 23 | 1-17 | 34 | 1-44 |
| 24 | 1-20 | 35 | 1-46 |
| 25 | 1-22 | 36 | 1-48 |
| 26 | 1-25 | 37 | 1-49 |
| 27 | 1-27 | 38 以上 | 1-50 |
| 28 | 1-30 | | |

ウ 技能業務職給料表（2）

| 年齢 | 級・号給 | 年齢 | 級・号給 |
|------|------|-------|------|
| 18 歳 | 1-13 | 29 歳 | 1-40 |
| 19 | 1-15 | 30 | 1-44 |
| 20 | 1-18 | 31 | 1-46 |
| 21 | 1-20 | 32 | 1-48 |
| 22 | 1-23 | 33 | 1-50 |
| 23 | 1-25 | 34 | 1-52 |
| 24 | 1-28 | 35 | 1-54 |
| 25 | 1-30 | 36 | 1-56 |
| 26 | 1-33 | 37 | 1-57 |
| 27 | 1-35 | 38 以上 | 1-58 |
| 28 | 1-38 | | |

別表第4（第4条関係）

| 職 名 | 区 分 |
|--------------|-----|
| 部 長 | 第1種 |
| 課長及びこれに相当する職 | 第2種 |

別表第5（第4条関係）

一般職給料表

| 職務の級 | 区 分 | 支給月額 |
|------|-----|---------|
| 6 級 | 第1種 | 69,600円 |
| | 第2種 | 43,500円 |
| 5 級 | 第2種 | 40,400円 |

別表第6 (第6条関係)

| 手当名 | 支給対象者 | | 手当の額 | 手当の減額 |
|-------------------------|--|--|-----------------|--|
| 夜間特殊業務 従事手当 | 正規の勤務 時間による 勤務の一部 が深夜に及 ぶ勤務に従 事する職員 | 深夜の勤務時間が5時間を超 える場合 | 1回につき1,700円 | |
| | | 深夜の勤務時間が2時間以上 5時間以下の場合 | 1回につき1,130円 | |
| | | 深夜の勤務時間が2時間未満 の場合 | 1回につき710円 | |
| 危険作業従事 手当 | 危険作業に 従事する職 員 | 地上30メートル以上の高所に おける作業に従事した場合(屋 内作業を除く。) | 日額300円 | 手当の支給される業務に勤務 した時間が1日について4時 間に満たない場合は定額の100 分の60に相当する額とする。 |
| | | 地上10メートル以上30メー トル未満の高所における作業に 従事した場合(屋内作業を除 く。) | 日額200円 | |
| | | 高圧電流又は高熱物を取り扱 う作業及びこれらに近接して 行う作業に従事した場合 | | |
| | | 塩酸、硫酸その他これらに準ず る有害物を取り扱う業務に従 事した場合 | | |
| 市営住宅使用 料徴収業務従 事手当 | 常時外出して市営住宅使用料の納付の催告及 び折衝並びに収納事務に従事する職員 | | 月額4,300円 | 次の各号の一に該当する場 合の手当の額は、当該各号の規 定により算出した額とする。 (1) 勤務した日数とその月 について16日に満たない 場合 16日と現に勤務し た日数とを基礎とする日 割計算により算出した額 (2) 月の中途において手 当を支給される職員とな った場合又は手当を支給さ れない職員となった場合 で、手当の支給対象となる 業務に従事した日数がそ の月について16日に満た ない場合 16日と手当の 支給対象となる業務に現 に勤務した日数とを基礎 とする日割計算により算 出した額 |
| 汚物処理手当 | し尿収集作業、し尿運搬作業、及びし尿等投 入施設監視所において汚物の搬入監視作業に 従事する職員 | | 日額2,410円 | 手当の支給される業務に勤務 した時間が1日について7時 間45分以上の場合は定額とし、 勤務した時間が4時間以上7 時間45分未満の場合は定額の 100分の50に相当する額とし、 勤務した時間が4時間未満の 場合は支給しない。 |
| | ごみの収集作業、ごみの計量及びごみの搬入 監視作業に従事する職員 | | 日額2,310円 | |
| 一人作業手当 | し尿収集作業及びごみ収集作業に従事する職 員のうち、一人で作業に従事したもの | | 日額2,000円 | |
| 犬猫処理手当 | 犬、猫その他家畜の死体の収集作業に従事す る職員 | | 1回につき310円 | |
| 下水処理作業 従事手当 | 下水処理作業に従事する職員 | | 広島市職員の例によ る。 | 広島市職員の例による。 |